

広川町地球温暖化対策実行計画
(区域施策編) (案)

令和8年 月

第1章	計画策定の背景・基本的事項	1
1	計画策定の背景及び目的	
2	計画の基本的事項	
第2章	広川町の地域特性	5
1	広川町の特徴	
2	気候変動の状況(現況)	
3	気候変動の状況(将来)	
第3章	温室効果ガス排出量の現況推計	9
第4章	温室効果ガス排出量の削減目標	10
第5章	温室効果ガスの排出削減	11
1	広川町における温室効果ガスの排出削減の取組	
2	地域脱炭素化促進事業に係る事項	
第6章	気候変動の影響への適応(適応策)	19
1	気候変動の影響(現況・将来予測される影響)	
2	適応に関する基本的な考え方	
3	広川町における適応策の取組	
第7章	計画の推進体制・進行管理	30
1	計画の推進体制	
2	計画の進行管理	

第1章 計画策定の背景・基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。また、2021年10月には、これらの目標が位置づけられた地球温暖化対策計画の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画においては、我が国は、2030年、そして2050年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、2050

年カーボンニュートラルと 2030 年度 46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

表 1-1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

【出典：環境省(2021)「地球温暖化対策計画」】

(4) 地球温暖化対策を巡る福岡県の動向

福岡県では、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進するため、2017年に「福岡県地球温暖化対策実行計画」が策定されたところですが、近年の地球温暖化に関する国内外の動向、福岡県の温室効果ガス排出量の将来予測やエネルギーの需給見通しを踏まえ、2022年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)」が策定されました。

この計画においても、国と同様に2050年度に福岡県の温室効果ガス排出の実質ゼロを目指し、2030年度に2013年度比46%削減することが掲げられています。

表 1-2 福岡県の温室効果ガス削減目標の部門別削減率

(単位：万t-CO₂)

部門	年度	2013 年度	2018年度		2030年度			
			排出量	2013 年度比	特段の対策を 講じない場合(※1)		対策を実施した 場合(※2)	
					排出量	2013 年度比	排出量	2013 年度比
二酸化炭素		6,100	4,688	-23%	4,512	-26%	3,279	-46%
エネルギー起源		5,402	3,961	-27%	3,861	-29%	2,686	-50%
エネルギー転換部門		65	44	-32%	61	-6%	37	-43%
家庭部門		1,009	497	-51%	486	-52%	323	-68%
業務部門		1,113	585	-47%	612	-45%	468	-58%
産業部門		2,247	1,914	-15%	1,805	-20%	1,258	-44%
運輸部門		969	921	-5%	896	-7%	601	-38%
非エネルギー起源		698	727	4%	651	-7%	593	-15%
工業プロセス分野		613	582	-5%	551	-10%	509	-17%
廃棄物分野		85	145	72%	100	18%	85	0%
メタン		36	33	-9%	30	-16%	30	-16%
一酸化二窒素		44	41	-6%	33	-23%	33	-24%
代替フロン等4ガス		7	8	8%	8	1%	7.5	1%
温室効果ガス排出量 合計		6,187	4,769	-23%	4,583	-26%	3,350	-46%
森林等の吸収源対策による吸収量		-79	-54	-32%	-54	-32%	-54	-32%
排出量 - 吸収量		6,108	4,716	-23%	4,529	-26%	3,296	-46%

【出典：福岡県(2022)「福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)」】

(5) 広川町における地球温暖化対策のこれまでの取組

【ゼロカーボンシティ宣言】

本町は、2022年12月議会の全員協議会において、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向け、取り組みを進めていく「広川町ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

【町有施設への再生可能エネルギー等導入事業(PPA事業)】

2050年カーボンニュートラルの達成にむけ、地域が主体となり、地域のエネルギーを有効活用し、カーボンニュートラルの達成はもとより、災害に強い広川町を実現することを目的として町内の主要な公共施設(5カ所)に太陽光発電と蓄電池の設置を行いました。

【小水力発電施設可能性調査業務】

2020年度「水力発電の導入促進のための事業費補助金(水力発電事業者評価等支援事業)②地方公共団体が行う水力発電事業者評価」により河川流量調査及び事業性評価を行った結果、1地点(ダム放流口地区)の事業採算性が確認でき、同時に公募による事業者の選定を行い、今後小水力発電施設の設置を予定しています。

【広川町脱炭素ロードマップの策定】

2050年のカーボンニュートラルの達成並びに脱炭素かつ持続可能なまちづくりの実現に向けた計画として、「町民・事業者・行政の「オール広川」での全力の取り組み」である「広川町脱炭素ロードマップ」を2023年に策定しました。

【公共施設等可能性調査】

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の導入目標である「2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備等を導入」の達成を見据え、今後本町の再生可能エネルギーの主力となり得る太陽光発電設備等について、公共施設、遊休地、ため池へ効果的な導入を図っていくため2023年度に「公共施設等可能性調査（導入可能性調査）」を行いました。

設置可能17施設において、合計604,335（Kwh/年）の発電量の可能性があることが報告され、今後事業化の検討を行っていきます。

（6）計画策定の目的

この計画は、町民、事業者、行政が一体となって「オール広川」で脱炭素に取り組む計画であり、それと同時に様々な地域課題の解決や地域への波及効果の創出につなげていくものです。

2 計画の基本的事項

（1）計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものです。

（2）対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類を温室効果ガスと定義しています。

このうち、福岡県における二酸化炭素排出量は、温室効果ガス排出量の98%と大部分を占めています。このため、本計画で対象とする温室効果ガスは、「二酸化炭素(CO₂)」とします。

（3）計画期間

本計画については、2013年度を基準年度、2030年度を目標年度とし、計画期間は令和8年度からの5年間とします。

※現状年度とは、排出量を推計可能な直近の年度を指します。

平成 25年	...	令和 2年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	...	令和 12年
2013	...	2020	2024	2025	2026	2027	...	2030
基準年度		現状年度 ※		策定年度	対策・施策の進捗把握 定期的に見直しの検討			目標年度
計 画 期 間								

図 1-1 広川町における基準年度、目標年度及び計画期間

第 2 章 広川町の地域特性

1 広川町の特徴

ここでは、広川町の地域特性(自然的・社会的条件)について示します。

(1) 地域の概要

広川町は、福岡県南部八女郡に位置し、東西約 14 キロメートル、南北 5.4 キロメートルの地域を占め、面積は 37.94 平方キロメートル(合併当時は 37.73 平方キロメートル)です。

東は刑部谷の諸山をもって八女市上陽町に接し、南は長峰丘陵をもって八女市に接し、西は筑後市、北は久留米市に界する耳納山系に囲まれた通称広川谷と呼ばれる広川盆地をなす地域です。比較的温暖な気候で、発心山に源を発する広川が東から流れ、その流域に細長い盆地性の平野をつくり筑後川に注いでいます。

町の中央部を国道 3 号が南北にはしり、これと並行して東部に県道 82 号(久留米立花線)、西部には国道 209 号がはしっています。

さらに、県道 84 号(三潴上陽線)が、町の中央部を東西に横断しており、これらを基幹として、縦横に町道をめぐらせています。

また、町のほぼ中央を九州縦貫自動車道がはしり、町内に広川サービスエリアおよび 1998 年度に開通した広川インターチェンジを有しています。

(2) 人口と世帯数

広川町の人口は 2016 年をピークに減少に転じ、令和 7 年 4 月 1 日時点の人口は 19,060 人、世帯数は 8,274 世帯、年齢別では老年人口(65 歳以上)が 5,774 人、30.29%となっており、老年人口の割合が高くなっています。

(3) 地域の産業の動向

広川町は比較的温暖な気候と、一級河川である筑後川水系の広川からの美しい水に恵まれているため、いちごやブドウ、ガーベラ等の花卉、また八女茶などの農業が盛んです。

またものづくりも盛んで、「久留米餅」や「八女すだれ」などの伝統工芸品の生産地であり、立地の良さを活かし、工業団地や産業団地が整備され、様々な産業が生み出されています。

2 気候変動の状況(現況)

(1) 気温

ア 年平均気温

福岡観測所における年平均気温は短期的な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には年平均気温において、100年あたり約2.49℃の割合で上昇しています。

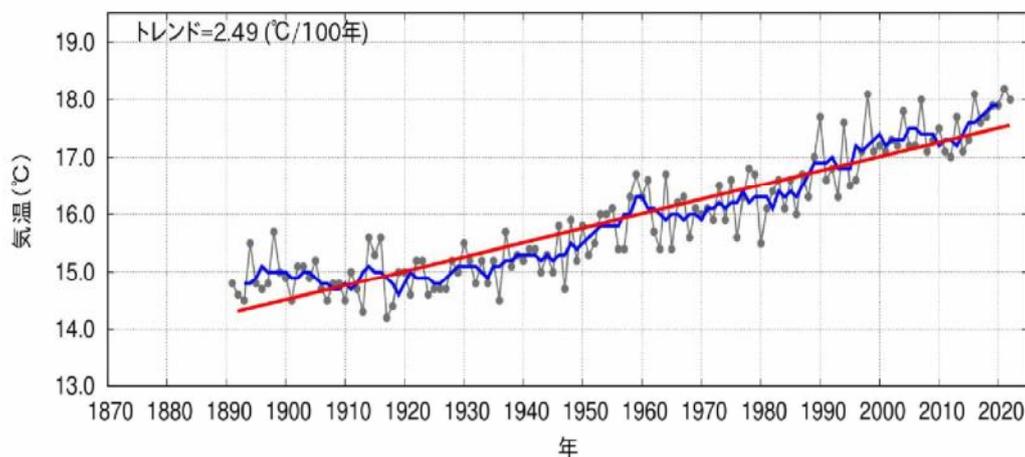


図 2-1 年平均気温の経年変化(福岡観測所)

【出典：福岡管区气象台(2023)「九州・山口県の気候変動監視レポート」】

真夏日・猛暑日

福岡観測所における真夏日(日最高気温が30℃以上)、猛暑日(日最高気温が35℃以上)のいずれの年間日数も、長期的に増加傾向が見られおり、それぞれ10年あたり約1.4日および約1.2日の割合で増加しています。

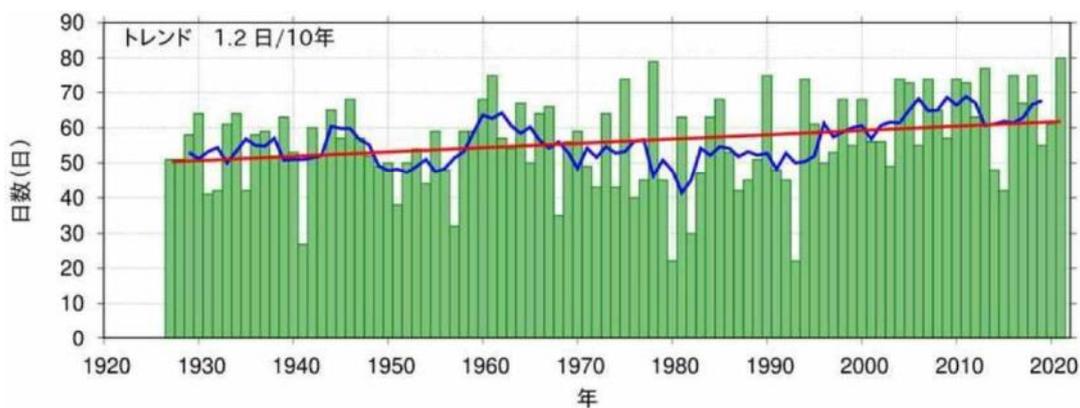


図 2-2 真夏日の年間日数の経年変化(福岡観測所)

【出典：福岡管区气象台(2023)「九州・山口県の気候変動監視レポート」】

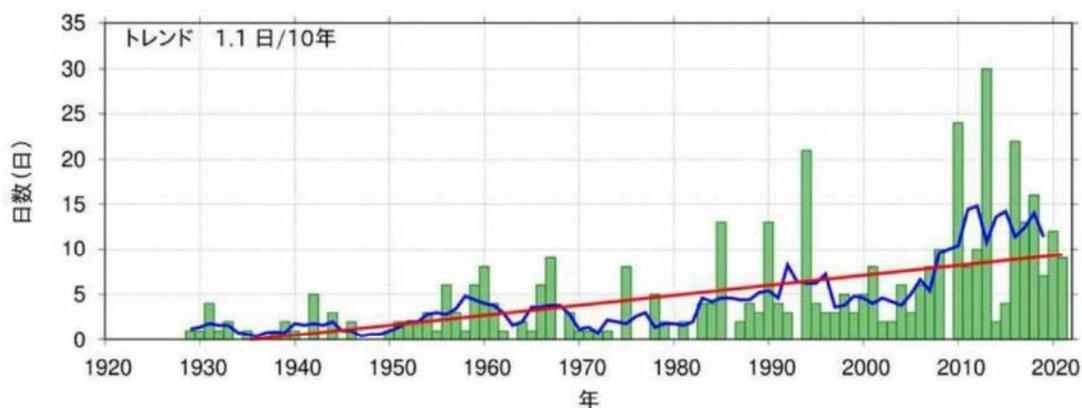


図 2-3 猛暑日の年間日数の経年変化(福岡観測所)

【出典：福岡管区気象台(2023)「九州・山口県の気候変動監視レポート」】

3 気候変動の状況(将来)

(1) 気温

ア 年平均気温

福岡県では、最も気候変動が進んだ場合(RCP8.5 シナリオ)、21 世紀末(2076 年～2095 年)には現在(1980 年～1999 年)よりも年平均気温が約 4.1℃高くなると予測されています。

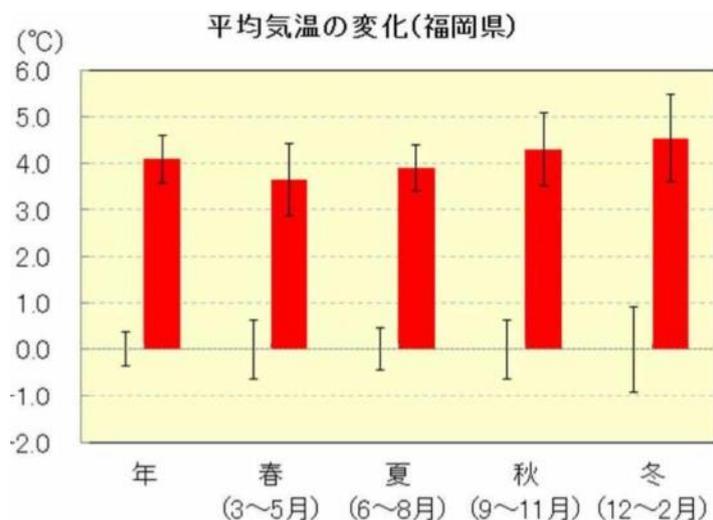


図 2-4 福岡県の平均気温の将来変化

【出典：福岡管区気象台(2019)「九州・山口県の地球温暖化予測情報 第2巻」】

イ 真夏日・猛暑日

福岡県では、真夏日が100年間で年間約63日増加すると予測されています。また、猛暑日も約35日増加すると予測されています。

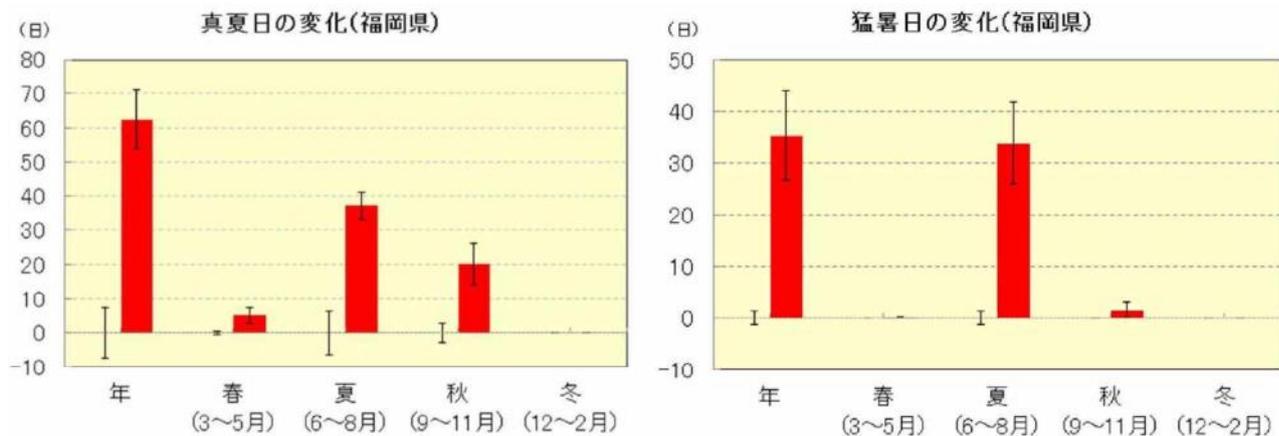


図 2-5 福岡県の真夏日及び猛暑日の日数の将来変化

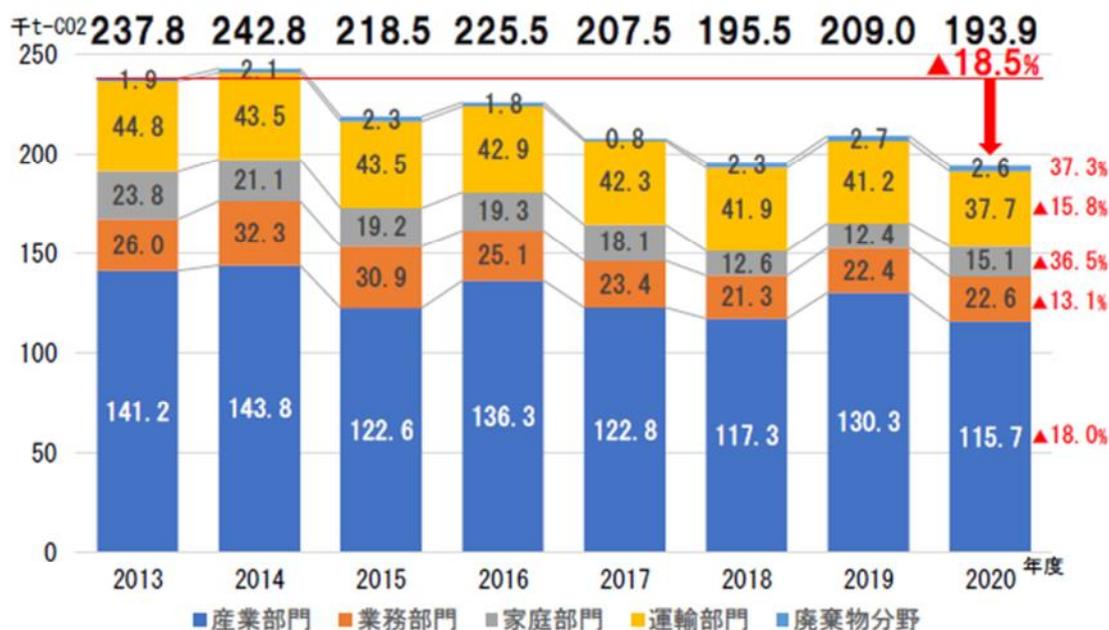
【出典：福岡管区気象台(2019)「九州・山口県の地球温暖化予測情報 第2巻」】

第3章 温室効果ガス排出量の現況推計

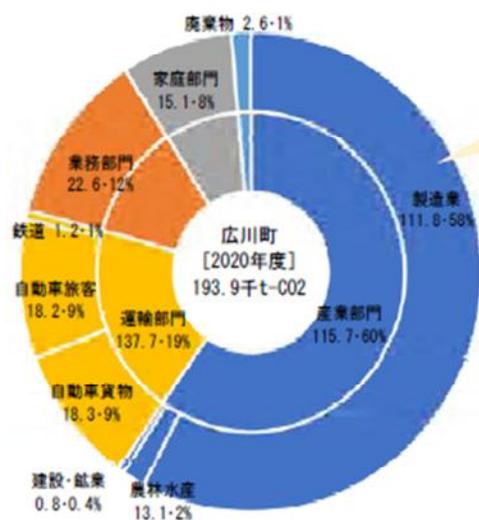
広川町では、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトで毎年度公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、温室効果ガス(CO₂)の現況推計を行います。現況推計結果は以下のとおりです。

排出量の部門・分野別構成比令和2年度(2020年度)

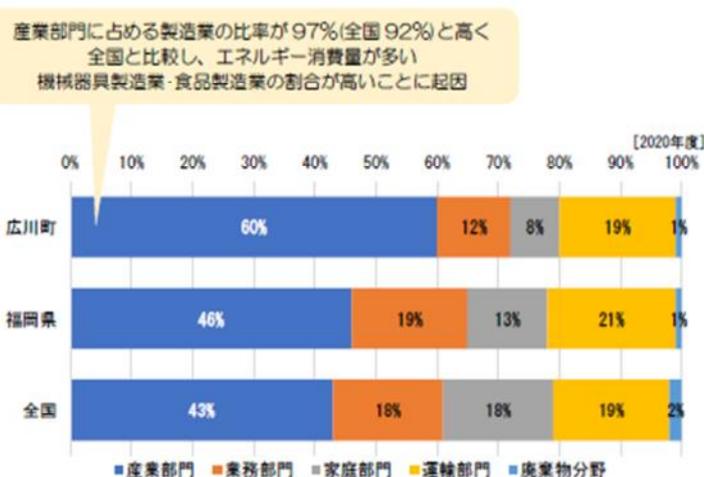
※端数処理の関係で合計値に誤差が生じています。



CO₂ 排出量の推移



部門別排出量内訳(2020年度)



部門別構成比の比較

注) 四捨五入の関係で、標記数値が一致しない場合がある
出典：環境省自治体排出量カルテ

図 3-1 自治体排出量カルテによる部門別排出量

【出典：環境省「自治体排出量カルテの活用について」】

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画で定める広川町の温室効果ガス排出量の削減目標は、国の地球温暖化対策計画や福岡県地球温暖化対策実行計画を踏まえて以下のとおり設定します。

(1) 2050年の目指すべき姿(長期目標)

2050年度に広川町の温室効果ガス排出の実質ゼロ※を目指す。

※排出の実質ゼロ：温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた値をゼロとするもの。

(2) 2030年度の目標(中期目標)

2030年度における広川町の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減する。

中期目標(2030年度の目標)を達成するために必要な部門別の削減率の内訳を表4-1に示します。

町全体の目標を達成するためには、家庭、業務、産業などの全ての部門において積極的な取組が必要です。そのためには、町民、事業者、行政の「オール広川」が連携・協力し、積極的な取組を行うことが必要です。

表 4-1 広川町の温室効果ガス削減目標の部門別削減率

※端数処理の関係で合計値に誤差が生じています。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：千t-CO ₂)	2013年度 (基準年度)	2030年度 (目標年度)	削減目標 (基準年度比)
合計	237.8	126.1	46.9
産業部門	141.2	96.5	31.7
業務その他部門	26.0	7.2	72.3
家庭部門	23.8	3.3	86.1
運輸部門	44.8	26.1	41.7
廃棄物分野(一般廃棄物)	1.9	1.6	15.8
吸収源対策	0	△8.6	—

第5章 温室効果ガスの排出削減

1 広川町における温室効果ガスの排出削減の取組

広川町では、「温室効果ガスの排出削減」について、様々な施策に取り組んでいきます。

表 5-1 施策体系

温室効果ガスの排出削減対策	温室効果ガスの排出削減
	再生可能エネルギーの導入及び利用促進
	区域の事業者・住民の活動促進
	地域環境の整備・改善
	循環型社会の形成

(1) 再生可能エネルギーの導入及び利用促進

太陽光・水力・バイオマスといった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、町内で生産できる重要な脱炭素のエネルギー源であるため、積極的に導入及び利用を促進します。（但し、大規模発電施設等の建設については、今後の情勢に応じて、災害対策や環境配慮事項に留意した設置の可否について議論が必要です。）

○具体的な取組

- ・ 町有建築物における太陽光発電設備等の導入を促進します。
- ・ 小規模ではあるが広川ダム放流口の小水力発電施設設置の設置、稼働を支援します。
- ・ 再生可能エネルギーの導入促進（国や県の施策等）に関する情報をホームページ等で提供していきます。

(2) 区域の事業者・住民の活動促進

省エネ型の製品・サービス・行動の選択など、事業所や住民一人ひとりが日常の中で環境への配慮を実践できるための取組を推進していきます。

○具体的な取組

- ・ 県地球温暖化防止活動推進センターや県地球温暖化防止活動推進員と連携して、エコファミリーの普及など地球温暖化対策に関する普及・啓発を実施します。
- ・ 町職員の率先取組を通じて、クールビズ・ウォームビズの定着化を図り、室内温度の適温励行を促します。
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等による省エネ基準への適合や、ZEHなどに関する情報提供を行います。
- ・ 若い世代への環境教育を継続的に実施します。
- ・ 自動車からのCO2排出量を抑制するために、地域公共交通の利用促進、自転車や徒歩での移動を促進していきます。
- ・ 環境にやさしいエコドライブの啓発を実施します。

(3) 地域環境の整備

温室効果ガス排出量を抑制するためだけでなく、今後予想される人口減少や高齢化社会等に対応するため、それぞれの地域の課題に応じた環境負荷の小さな町づくりの実現に積極的に進めます。

○具体的な取組

- ・公共交通等の利用者拡大や自転車・徒歩での移動を促進し、自動車による温室効果ガス排出の抑制を図ります。

(4) 循環型社会の形成

廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、循環型社会を形成することで天然資源やエネルギー消費の抑制を図ります。

○具体的な取組

- ・資源物の徹底した分別による可燃物の焼却量の削減を目指していきます。
- ・町内の団体、事業者、行政が協働し、マイバッグの普及等の4Rの取組の輪の拡大、定着を図ります。

2 地域脱炭素化促進事業に係る事項

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項に規定する地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業(地域脱炭素化促進事業)について、以下のように実施の可能性を模索し検討していきます。

(1) 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類

太陽光発電及び小水力発電

(2) 促進区域

- ・公共施設
- ・その他、町が施策推進するために必要と認める施設

(3) 地域脱炭素化促進事業の目標及び規模(2030年まで)

地域脱炭素化促進事業の実施件数：9件(主に公共施設等)

地域炭素化促進事業に係る太陽光発電設備導入容量：495Kw

※広川町公共施設等太陽光発電設備等導入調査報告書より

小水力発電施設の設置に向けた実効性のある取組の実施

○太陽光発電に関する環境配慮事項（国・福岡県）

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		市町村が促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による影響	・環境保全の配慮が特に必要な施設（学校、病院、福祉施設等）の分布状況	・環境アセスメントデータベース (EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・「国土数値情報（学校）」（国土交通省） ・「国土数値情報（医療機関）」（国土交通省） ・「国土数値情報（福祉施設）」（国土交通省）	・環境配慮が特に必要な施設（学校、病院、福祉施設等）や住宅と太陽光発電施設までの距離については、施設の規模・性能、設置数等の事業特性や、地形、気象条件等の地域特性に応じて十分な離隔距離を設けること。 ・騒音による影響が懸念される場合には、パワーコンディショナへの囲いや、環境配慮が特に必要な施設との境界に壁等を設置するなど十分な防音対策を講じること。 ・特に住居専用地域は、良好な住環境を守るための地域として設定されていることを踏まえ、騒音による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。
	・住居がまとまって存在する地域の分布状況	・地形図、国土基本図、土地条件図 国土地理院 (https://maps.gsi.go.jp/)	
	・用途地域のうち住居専用地域	・市町の都市計画部に確認 ・環境アセスメントデータベース (EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/)	
	・騒音に係る環境基準の類型指定地域・環境基準の達成状況	・各市町村環境部局 ・福岡県 HP「公害関係測定結果」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyoseishiryo/)	
水の濁りによる影響	・取水施設の状況（上水道、工業用水、農業用水等）	・環境アセスメントデータベース (EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/)	・降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう、適切な排水計画を採用すること。 ・洗掘や雨裂による土砂流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行うなど、土砂流出・濁水発生防止策を講じること。 ・特に排水先下流で漁業が行われている場合や飲用水等としての利水がある場合は対策を徹底すること。
	・漁業権の設定状況	・福岡県漁業管理課（海面）、水産振興課（内水面）に確認	
	・保護水面の指定状況	・福岡県水産振興課に確認	
	・湖沼・ため池等の位置と規模、貯水量	・環境アセスメントデータベース (EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・ため池データベース	
	・河川・湖沼・海域に係る水質の環境基準の類型指定地域 ・環境基準の達成状況	・福岡県 HP「公害関係測定結果」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyoseishiryo/)	
重要な地形及び地質への影響	・注目すべき地質・地形の存在	・環境アセスメントデータベース (EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・地形図、国土基本図、土地条件図 国土地理院 (https://maps.gsi.go.jp/) ・自然環境保全基礎調査 ・日本の地形レッドデータブック第1、2集（日本の地形レッドデータブック作成委員会） ・産業技術総合研究所 HP「地質図 Navi」 ・産業技術総合研究所 HP「地質図幅」	・事業区域内に注目すべき地形・地質のうち極めて価値のあるものがある場合は、その周辺環境も保全し、周囲と一体的に残存させるよう事業を行うこと。
	・自然環境保全地域（特別地区）	・環境アセスメントデータベース (EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・福岡県 HP「福岡県の自然公園」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/naturalpark01.html#03-00)	・自然環境保全地域（特別地区）の周囲1kmの範囲については、原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。
	・県自然環境保全地域（特別地区）		・県自然環境保全地域（特別地区）の周囲1kmの範囲については、原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。
	・国・県が指定する地形、地質に関する天然記念物の存在	・福岡県教育庁 HP「福岡県の文化財」 (https://www.fukuoka-bunkazai.jp/frmDefault.aspx)	・国、県が指定する地形、地質に関する天然記念物が存在する場合は、事業区域に含めないようにすること。
土地の安定性への影響	・砂防指定地	・環境アセスメントデータベース (EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・福岡県砂防課 HP (https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/)	・砂防指定地の土流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。
	・地すべり防止区域	・環境アセスメントデータベース (EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・福岡県砂防課 HP (https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/)	・地すべり防止区域の上流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。
	・急傾斜地崩壊危険区域	・環境アセスメントデータベース (EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・福岡県砂防課 HP (https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/)	・急傾斜地崩壊危険区域の上流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。
	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域	・環境アセスメントデータベース (EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・福岡県砂防課 HP (https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/)	・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の上流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。
	・土砂災害危険箇所	・環境アセスメントデータベース (EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・福岡県砂防課 HP (https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/)	・土砂災害危険箇所の土流・周辺域において事業を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。
	・地域森林計画対象森林	・福岡県農山漁村振興課に確認 ・（福岡県 HP）ふくおか森林オープンデータ (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/forest-opendata.html) ・（福岡県 HP）林地開発許可制度について (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/rinti-kaihatu.html)	・特に人家など集落の上流・周辺域の森林では、森林法の開発基準や配慮事項に基づき、森林の保全に支障を及ぼすおそれがないようにすること。
	・山地災害危険地区	・福岡県農村森林整備課に確認 ・（福岡県 HP）福岡県の山地災害危険地区について (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sanchi-map.html)	・山地災害危険地区内及び上流・周辺域において事業を予定する場合には、山地災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域、事業内容及び適切な災害防止策を検討すること。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		市町村が促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置
	収集すべき情報	収集方法	
土地の安定性への影響	・宅地造成工事規制区域(以下、法改正後) ・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域 ・造成宅地防災区域	・福岡県都市計画課、政令指定都市、中核市の開発部 局に確認	・事業区域が宅地造成工事規制区域である場合には、敷地造成に伴い災害が生ずるおそれがあるため、法の技術的基準に基づき、土地の安定性に支障を及ぼすおそれがないようにすること。
	・河川保全区域	・河川管理者へ確認	・河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について、調査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じることがないようにすること。
	・土地の災害履歴	・国土交通省土地保全図(災害履歴図)(https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/tochimiz/F5/MAF/540003.jpg) ・市町村の防災担当部署へ確認	・事業区域内及びその周辺において、降雨などによる地すべり、崩壊、土石流等の災害が過去にあった場合には、その土地の特性を十分に認識するとともに、土地の安定性について適切に必要な調査を行い、事業実施に伴い再度災害を誘発させないように、適切 な整備を行うこと。
	・斜面、高低差の状況	・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/ebids/) ・地形図、国土基本図、土地条件図(国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/))	・斜面30度以上の斜面には、発電設備を設置しないこと。 ・事業区域に斜面30度以上の急傾斜地及びそれに隣接する土地が含まれる場合には、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されることが ないように、適切な防止策を講じること。
	・防災重点農業用ため池	・ため池データベース ・農業用ため池のハザードマップ	・防災重点農業用ため池及びその決壊の影響する範囲を避けた事業計画とすること。 ・防災重点農業用ため池以外のため池において太陽光発電設備を設置する際は、アンカー等の支持物が所要の安定性を満足する(流木等の流入も考慮に入れて)よう必要な措置を講じること。
反射光による影響	・環境保全の配慮が特に必要な施設(学校、病院、福祉施設等)の分布状況	・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/ebids/) ・「国土数値情報(学校)」(国土交通省) ・「国土数値情報(医療機関)」(国土交通省) ・「国土数値情報(福祉施設)」(国土交通省)	・事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置若しくは向きを調整することなど、環境配慮が特に必要な施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。 ・特に住居専用地域は、良好な住環境を守るための地域として指定されていることを踏まえ、反射光による生活環境への影響の回避・低減に特に留意すること。
	・住居がまとまって存在する地域の分布状況	・地形図、国土基本図、土地条件図 国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/)	
	・用途地域のうち住居専用地域	・市町村の都市計画部に確認 ・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/ebids/)	
	・交通網・交通機関の状況	・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/ebids/) ・大阪航空局福岡空港事務所(福岡空港) ・大阪航空局北九州空港事務所(北九州空港)	・事業区域の周辺に主要な高速道路や鉄道、空港等の施設がある場合には、太陽光パネルの反射光による運転者への影響等をシミュレーション等により確認すること。確認の結果、反射光の影響が懸念される場合には、上記の環境配慮施設等と同様に、必要な対策を講じること。
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ラムサール条約湿地	・環境省 HP「日本の条約湿地」(https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/RamsarSites_in_Japan.html) ・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/ebids/)	・ラムサール条約湿地の周囲1kmの範囲については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周辺においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう 配慮すること。
	・国指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く。) ・県指定鳥獣保護区(特別保護地区を除く。)	・福岡県 HP「福岡県鳥獣保護区等位置図」(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/tyoujyuuhogokutou.html) ・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/ebids/)	・国指定鳥獣保護区、県指定鳥獣保護区及びそれらのそれぞれ周囲1kmの範囲内(特別保護地区を除く。)については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周辺においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう 配慮すること。
	・生息地等保護区(管理地区を除く)	・環境省 HP「生息地等保護区一覧」(https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html) ・環境アセスメントデータベース(EADAS)(https://www2.env.go.jp/eiadb/ebids/)	・生息地等保護区及びその周囲1km(管理地区を除く)については、原則として事業区域に含めないようにすること。
	★国内希少野生動植物種の生息・生育状況	・環境省 HP「国内希少野生動植物種一覧」(http://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html)	・左記の福岡県保健環境研究所 HP「福岡県希少野生生物分布情報」(http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankouseibutsu/gis/gis.html)で、希少動物の生息が確認されているとされるメッシュ(約1km四方の区域)において事業を計画する場合は、既存文献のほか、地域住民や専門家等から、当該区域における希少動物種の生息状況について聴取等するよう努めること。 ・また、聴取等した結果、特定の希少動物種の繁殖や重要な生息地の存在が明らかな範囲がある場合は、「収集すべき情報」欄に「★」を付した種にあっては原則として当該範囲を事業区域に含めないようにすることとし、同欄に「r」を付した種(★に該当する種を除く)にあっては当該範囲を事業区域に含めないよう努めること。
	★指定希少野生動植物種の生息・生育状況	・福岡県 HP「福岡県の希少野生生物」(https://biodiversity.pref.fukuoka.lg.jp/rdb/)	・事業区域設定後に、当該希少動物種の繁殖や重要な生息地の存在が事業区域内で判明した場合は、当該生息地及び生息に必要な環境における土地の改変の回避・低減を検討すること。また、検討の結果、事業の実施上、当該生息地及び生息に必要な環境における土地の改変が避けられない場合は、必要に応じて代償措置を検討すること。なお、代償措置を講じる場合は、回避又は低減 が困難である理由を整理した上で、損なわれる環境と創出される 環境について比較検討すること。
	★国・県が指定する動物に関する天然記念物	・福岡県教育庁 HP「福岡県の文化財」(https://www.fukuoka-bunkazai.jp/frmDefault.aspx)	
	・環境省レッドリスト ・福岡県レッドリスト	・環境省レッドリスト ・環境省レッドデータブック ・福岡県レッドリスト ・福岡県レッドデータブック	
	・地域の希少な動物種の生息状況	・福岡県保健環境研究所 HP「福岡県希少野生生物分布情報」(http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankouseibutsu/gis/gis.html) ・国土交通省「河川水辺の国勢調査の生物調査結果」 ・環境省「自然環境保全基礎調査結果」 ・学術調査、学術論文	
	・重要野鳥生息地	・日本野鳥の会 HP(https://www.wbsj.org/activity/conservation/habitat-conservation/iba/)	・重要野鳥生息地(IBA)については、原則として事業区域に含めないようにすること。また、この範囲の周辺においては、鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		市町村が促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置
	収集すべき情報	収集方法	
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ 生息地等保護区(管理地区を除く)【再掲】	・ 環境省 HP「生息地等保護区一覧」 (https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html) ・ 環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/)	・ 生息地等保護区及びその周囲 1 km(管理地区を除く)については、原則として事業区域に含めないようにすること。
	★国内希少野生動植物種の生息・生育状況【再掲】	・ 環境省 HP「国内希少野生動植物種一覧」 (http://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の福岡県保健環境研究所 HP「福岡県希少野生生物分布情報」(http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankyouseibutsu/gis/gis.html)で、希少植物の生育が確認されているとされるメッシュ(約 1 km 四方の区域)において事業を計画する場合は、既存文献のほか、地域住民や専門家等から、当該区域における希少植物種の生育状況について聴取等するよう努めること。 ・ また、聴取等した結果、特定の希少植物種の群落や重要な生育地の存在が明らかな範囲がある場合は、「収集すべき情報」欄に「★」を付した種にあつては原則として当該範囲を事業区域に含めないようにすることとし、同欄に「」を付した種(★に該当する種を除く)にあつては当該範囲を事業区域に含めないよう努めること。 ・ 事業区域設定後に、当該希少植物種の群落や重要な生育地の存在が事業区域内で判明した場合は、当該生育地及び生育に必要な環境における土地の改変の回避・低減を検討すること。また、検討の結果、事業の実施上、当該生育地及び生育に必要な環境における土地の改変が避けられない場合は、必要に応じて代償措置を検討すること。なお、代償措置を講じる場合は、回避又は低減が困難である理由を整理した上で、損なわれる環境と創出される環境について比較検討すること。
	★指定希少野生動植物種の生息・生育状況【再掲】	・ 福岡県 HP「福岡県の希少野生生物」 (https://biodiversity.pref.fukuoka.lg.jp/rdb/)	
	★国・県が指定する植物に関する天然記念物	・ 福岡県教育庁 HP「福岡県の文化財」 (https://www.fukuoka-bunkazai.jp/frmDefault.aspx)	
	・ 環境省レッドリスト ・ 環境省レッドデータブック ・ 福岡県レッドリスト ・ 福岡県レッドデータブック		
	・ 地域の希少な植物種の生育状況	・ 福岡県保健環境研究所 HP「福岡県希少野生生物分布情報」 (http://www.fihes.pref.fukuoka.jp/~kankyouseibutsu/gis/gis.html) ・ 環境省「自然環境保全基礎調査結果」 ・ 学術調査、学術論文	
	・ 植生自然度の高い区域 ・ 特定植物群落 ・ 巨樹、巨木林	・ 環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・ 自然環境保全基礎調査	・ 原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。
地域を特徴づける生態系への影響	・ 自然環境保全地域(特別地区)	・ 環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・ 福岡県 HP「福岡県の自然公園」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/naturalpark01.html#03-00)	・ 自然環境保全地域(特別地区)の周囲 1 kmの範囲については、原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。
	・ 県自然環境保全地域(特別地区)		・ 県自然環境保全地域(特別地区)の周囲 1 kmの範囲については、原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。
	・ 重要里地里山 ・ 重要湿地 ・ 生物多様性重要地域	・ 環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/)	・ 原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。
	・ 自然再生事業の対象となる区域	・ 環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/)	・ 原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。
	・ 保護林 ・ 緑の回廊	・ 環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・ 九州森林管理局	・ 原則として当該地の改変を避けた事業計画とすること。
	・ 国立/国定公園(特別保護地区、海域公園地区、第 1 種特別地域以外の地区)	・ 環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・ 福岡県 HP「福岡県の自然公園」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/naturalpark01.html)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立/国定公園及びその周囲 1 kmの範囲(特別保護地区、海域公園地区、第 1 種特別地域の地区を除く)においては、主要な展望地から展望する際の著しい妨げにならず、また、山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと、かつ、色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 ・ 県立自然公園及びその周囲 1 kmの範囲(特別保護地区、海域公園地区、第 1 種特別地域の地区を除く)においては、主要な展望地から展望する際の著しい妨げにならず、また、山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと、かつ、色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
・ 国立/国定公園、県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点 ・ 九州自然歩道	・ 環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/) ・ 地方環境事務所 ・ 福岡県 HP「九州自然歩道福岡県内コースマップ」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyushuzisenhodo-map.html)	・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置を講じること。	
・ 風致地区	・ 福岡県 HP「都市計画法開発許可制度」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaihatu1.html) ・ 各市町村 HP	・ 事業予定地に風致地区及びその周囲 1 kmの範囲内を含み、「建築物の建築その他工作物の建設」、「建築物等の色彩の変更」、「宅地の造成」、「木竹の伐採」等の行為を行う場合には、建築物・工作物の高さや色彩、土地の形質などについて、風致景観等に配慮した事業計画とすること。	
・ 景観計画の対象区域	・ 福岡県都市計画課に確認 ・ 市町村が策定している景観計画については、各市町村に確認 ・ 福岡県 HP「景観、美しいまちづくり」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/2/49/220/)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業予定地に景観計画の対象区域を含む場合には、景観計画所定の手続きに留意し、かつ、景観形成基準への適合等、景観に配慮した事業計画とすること。 ・ 景観計画区域内の重点区域については、景観への影響を鑑み、事業の計画段階において、関係自治体と協議を行うこと。 	
・ 緑地保全地域 ・ 特別緑地保全地区	・ 福岡県 HP「都市計画法開発許可制度」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaihatu1.html) ・ 各市町村 HP	・ 事業予定地に緑地保全地域、特別緑地保全地区及びそれらの周囲 1 kmの範囲内を含み、「建築物その他工作物の新築、改築又は増築」、「宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更」、「木竹の伐採」等の行為を行う場合には、建築物・工作物の高さや土地の形質などについて、周辺の緑地等の保全に配慮した事業計画とすること。	
・ 伝統的建造物群保存地区 ・ 重要文化的景観 ・ 史跡・名勝・天然記念物 指定地	・ 市町村の文化財行政担当部署へ確認	・ 文化財保護法、文化財保護条例で指定又は選定されている文化財については、文化財の現状変更の他、指定範囲内外における保存に影響を及ぼす行為についても許可が必要となっている場合があり、左記の地区等(景観に関連する文化財で面的な広がりをもつ文化的景観等)が存在する場合には、眺望点や主要な眺望方向の設定において留意すること。	

環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		市町村が促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置
	収集すべき情報	収集方法	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望への影響	・世界遺産	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県文化振興課九州国立博物館・世界遺産室へ確認 ・「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会 HP「守り伝えるための各種計画」 (https://www.okinoshima-heritage.jp/protects/plan) ・宗像市 HP「宗像市景観計画」 (https://www.city.munakata.lg.jp/w028/040/040/060/400/20150316170159.html) ・福津市 HP「福津市景観計画」 (https://www.city.fukutsu.lg.jp/soshiki/toshi_kanri/kaishatsu_kenchiku/2/1/1/1988.html) ・産業遺産国民会議 HP「管理保全の一般方針及び戦略的枠組み」 (http://www.japansmeijiindustrialrevolution.com/conservation/framework.html) ・北九州市 HP「北九州市景観計画」 (https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/30100084.html) ・大牟田市 HP「大牟田市景観計画」 (https://www.city.omuta.lg.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=542&class_set_id=1&class_id=82) ・中間市 HP「中間市景観計画」 (https://www.city.nakama.lg.jp/gyose/zaiseikaiaku/keikan/keikan.html) 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産(世界文化遺産/世界自然遺産)のみならず、その資産範囲周辺に設定される緩衝地帯及びその近傍であっても、事業によって世界遺産に何らかの影響を及ぼすことがないよう、事業の計画段階において、関係自治体と協議を行うこと。
	・眺望点、眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbbs/) ・福岡県観光情報公式サイト「クロスロードふくおか」 (https://www.crossroadfukuoka.jp/) ・観光便覧、観光パンフレット 	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望点や眺望景観を含む場合には、眺望点や眺望景観に配慮した事業計画とすること。
主要な人と自然との触れ合いの場の場への影響	・自然海浜保全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県 HP「福岡県の自然公園」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/naturalpark01.html#03-00) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然海浜保全地区及びその周囲1kmの範囲内の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画とすること。
	・九州自然歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県 HP「九州自然歩道福岡県内コースマップ」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyushuiszenhodo-map.html) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該歩道の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画とすること。
	・キャンプ場、海水浴場、釣り場、潮干狩り場、散策路・登山道等の自然との触れ合いの活動の場の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbbs/) ・福岡県観光情報公式サイト「クロスロードふくおか」(https://www.crossroadfukuoka.jp/) ・観光便覧、観光パンフレット 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内に人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、その改変面積をできるだけ小さくすること。
その他福岡県が必要と判断するもの	・都市計画法に基づく地区計画の区域	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の都市計画部に確認 ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbbs/) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域が地区計画の区域内である場合には、地区計画で定められた目標・方針及び地区整備計画に従い、事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。
	・土壌汚染対策法に基づく要措置区域、形質変更時 要届出区域	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県環境保全課に確認 ・福岡県 HP「要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況」 (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/dojo-kuiki.html) 	<ul style="list-style-type: none"> ・要措置区域内で事業を行う場合には、土壌汚染対策法第9条各号に該当するか確認をし、該当しない場合には土地の形質の変更を伴う工事は行わないこと。
	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県廃棄物対策課に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物最終処分場跡地において、掘削等土地の形質の変更に伴う生活環境保全上の支障(廃棄物の飛散・流出、ガスの発生公共の水域又は地下水への汚染等)が生ずることがないよう事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。
	・洪水浸水想定区域 ・雨水出水浸水想定区域 ・高潮浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントデータベース(EADAS) (https://www2.env.go.jp/eiadb/eidbbs/) ・国土交通省洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ (https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaitei/) ・各市町村の作成するハザードマップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の設置場所に浸水が想定される区域が含まれる場合には、感電事故防止のため、パワーコンディショナや集電箱などの機器を、敷地内で想定される浸水深より高い位置に設置するなど、浸水リスクの回避を検討すること。
	・津波災害警戒区域		
	・港湾区域、港湾隣接地域	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県港湾課に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域が港湾区域または港湾隣接地域である場合には、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を及ぼすおそれがないようにすること。
	・海岸保全区域	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県港湾課に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域が海岸保全区域である場合には、津波、高潮、波浪、その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護する海岸保全施設に支障を及ぼすおそれがないようにすること。
	・周知の埋蔵文化財包蔵地	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の文化財行政担当部署に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知の埋蔵文化財包蔵地における届出又は通知の対象行為への該当の有無等について、事業の計画段階において関係市町村と協議を行うこと。 ・事業予定地が埋蔵文化財包蔵地である場合には、影響を及ぼすことがないようにすることが望ましいが、やむを得ず影響が及ぶ場合には発掘調査等の措置を行うこと。
	・災害時の避難所や災害廃棄物の仮置場など、市町村の計画等で緊急時のために確保している場所等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の関係部に確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画等で定めた当該地の目的・用途に支障が生じないようにすること。
	・太陽光発電設備のFIT・FIP認定設備の位置等	<ul style="list-style-type: none"> ・資源エネルギー庁 HP「事業計画認定情報 公表用ウェブサイト」 (https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo) 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存設備、または今後の事業計画に近接する場合には、それらを含めた一体の事業と捉え、必要に応じて適切な環境配慮を講じること。
	・設置後の維持管理計画の検討	-	<ul style="list-style-type: none"> ・検討した環境配慮の対策について定期的に状態を確認するなど、適切な維持管理計画及び体制を検討すること。
	・事業終了後の撤去・処分計画の検討	-	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法等の関係法令や既存のガイドライン等を確認し、事業終了後における施設・設備の適切な撤去・処分について計画を検討すること。

(4) 地域の脱炭素化のための取組

地域脱炭素化促進事業の一環として、地域の自然的社会的条件に応じて、地域脱炭素化促進施設の整備を通じて得られたエネルギーや利益等を活用し、市町村内での温室効果ガスの排出削減等に貢献する取組を行う「地域の脱炭素化のための取組」について、以下のような取組の実施、検討をして参ります。

(例)

部門	取組
家庭・業務	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の脱炭素の見える化 ・家庭でできる脱炭素への実行（家庭用太陽光発電、蓄電池の設置、PPA） ・住宅・建築物の省エネ性能等の向上
運輸	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボン・ドライブ(再エネ電気×EV/PHEV/FCV)の取組み ・EV充電設備の整備等の街づくりへの貢献 ・コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化、資源化できるモノは資源へ、4Rの徹底 ・将来的な広域でのごみ処理施設の実現
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農林水産業への再エネ利用による生産力向上と持続性の両立 ・耕作放棄地の脱炭素化への活用
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対策（≡脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営 ・光熱費や燃料費の低減などの収益改善だけでなく、知名度の向上や資金調達の優遇などビジネスチャンスにつながる取組み
吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の森林整備などのCO2吸収源対策及び森林素材の活用（新しい樹木の開発及び植樹など）、災害に強い山林、健全な山林の形成
エネルギー等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域脱炭素化促進施設から得られた電気を住民・事業者に供給する取組(地域新電力との連携等)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育プログラムの提供、住民への意識向上のための広報活動 ・実施に向けた各専門部会の立ち上げ

(5) 地域の経済及び社会の持続的な発展に資する取組

地域脱炭素化促進事業の一環として、地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献する「地域の脱炭素化のための取組」について、以下の様な取組を検討して参ります。

(例)

地域へのメリット	取組
地域の経済の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・域内への安価な再生可能エネルギーの供給や域内での経済循環を推進する取組
	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の雇用創出や保守点検等の再生可能エネルギーに関する事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
地域課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの非常時の災害用電源としての活用や、EVシェアリングなど他の政策分野の課題解決にも活かす取組
	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーに関する事業に伴う発電余熱の施設園芸への活用や、燃焼残渣物の有機肥料としての活用等の取組

ドリームマップ ヒロカフ 夢

このマップは「広川町産業ロードマップ策定に係る協議会」で、自分たちが信じているまちの未来について、4つの部門をテーマに話し合い、「こうなったらいいな!」という「夢」を描いたものです!

ゼロカーボンで強さと快適さを当たり前。
人と自然が共に豊かな地域社会を。広川への愛を中心に、それぞれの立場の人がそれぞれの役割を果たし、支えあっているまち。



注) 本図はイメージであり、具体的な施設設備を示すものではありません

【まちの将来像】

<p>エネルギー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 町内各地に再エネの発電設備が導入され、町内で消費する電力のすべてが再エネで賄われている ▶ 町内で消費する熱エネルギーも、再エネ熱や水素等への転換により、脱炭素化を達成している ▶ これらの再エネを、地域エネルギー会社が町内に供給し、エネルギーの地産地消が図られている
<p>暮らし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ すべての町民・事業者がゼロカーボンの重要性を理解し、生き生き・楽しく・幸せに暮らしている ▶ すべての町民・事業者が意識せずに、エネルギーの無駄遣いをなくす・CO2排出の少ない製品を使うなどの行動・取り組みに参加している ▶ 地域のエネルギーが、安全・安心・快適な暮らしを支え、持続可能で未来に希望が持てる暮らしの活力となっている ▶ 脱炭素の取り組みが、地域コミュニティの形成や新たな交流を促すとともに、次世代の子どもに引き継がれ、広川町のプライドとなっている
<p>産業・地域経済</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 脱炭素の取り組みが、町の魅力や付加価値となり、活気や賑わい・交流につながり、持続可能な産業活動が図られている ▶ 農業への再エネ利用や森林資源の有効活用により、農林業の振興が図られている ▶ 町内全ての工業・産業団地は、脱炭素団地として整備され、雇用の確保・地場産業の活性化・ビジネスチャンスにつながっている ▶ 地域エネルギー会社が、地域産業を育て、地域に利益を還元している
<p>インフラ・建築物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新築・既築を問わず、暑さ・寒さに対応できる断熱性能が高く、高効率な空調・給湯設備が導入された建物(ZEH・ZEB・ZEF等)となり、快適な空間の中で、心地よく健康な生活・活動が営まれている ▶ 建築物には、再エネ・蓄エネ設備が導入され、発災時にも必要なエネルギーが利用でき、安心した生活・活動が営まれている ▶ 自家用車は、EV(電気自動車)・FCV(燃料電池車)が主流となり、町内にはその充電・充填設備が充実し、ストレスなく利用できる ▶ 利用しやすい公共交通網の整備と電動化・燃料電池化による脱炭素化が達成されるとともに、グリーンスマートモビリティの普及と合わせ、どの世代にとっても移動しやすいまちとなっている

第6章 気候変動の影響への適応(適応策)

1 気候変動の影響(現況・将来予測される影響)

国が気候変動影響評価の対象とした「農業・林業・水産業」、「水資源・水環境」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」及び「県民生活」の全7分野の主な項目について、気候変動影響評価報告書(令和2年12月環境省)及び気候変動の影響への適応に向けた将来展望(平成31年3月農林水産業)を基に気候変動によって既に現れている影響及び将来予測される影響を記載します。

(1) 農業・林業・水産業分野

・水稲

(現在の状況)

- ・日照不足や出穂後の高温により、収量、品質の低下(白未熟粒の発生、一等比率の低下)等がみられます。

(将来予測される影響)

- ・2010年代と比較した乳白米の発生割合が2040年代には増加すると予測され、一等米面積の減少により経済損失が大きく増加すると推計されています。

・麦、大豆

(現在の状況)

- ・福岡県での生産量が全国2位の小麦では、冬季の気温上昇により、生育が早まり、収穫期の前進が確認されています。
- ・福岡県での生産量が全国3位の大豆では、7月の大雨による播種遅れや湿害、梅雨明け後の乾燥やその後の日照不足により収量低下が確認されています。

(将来予測される影響)

- ・小麦では、生育期間の気温は茎や穂の長さや千粒重と負の相関関係にあるため、出穂から成熟期までの平均気温の上昇による減収が危惧されます。
- ・温暖地の大豆栽培では、気温上昇による減収が示唆されています。

・野菜・花き

(現在の状況)

- ・野菜では、高温や多雨あるいは少雨による生育不良や生理障害等が報告されています。
- ・福岡県での生産量が全国2位のイチゴでは、冬から春に収穫する栽培で気温上昇による花芽分化の遅れが報告されています。
- ・花きでは、キク、バラ、トルコギキョウなどで高温による開花の前進・遅延や生育不良が報告されています。

(将来予測される影響)

- ・野菜や花きでは、気温上昇による生育の前進・遅延や栽培成立地域の北上が予測され

ています。

・果樹

(現在の状況)

- ・果樹の耐凍性低下による樹体被害、その他障害の発生や晩霜害被害のリスクが上昇しています。
- ・カキ、温州ミカンについては、高温や強日射による果実の日焼けや着色不良などが発生しています。

(将来予測される影響)

- ・亜熱帯果樹は、現在の適地は少ないものの、気温上昇に伴い栽培適地が増加する可能性があります。

・家畜

(現在の状況)

- ・夏季に、肉用牛や豚、肉用鶏の成育や肉質の低下、採卵鶏の産卵率や卵重の低下、乳用牛の乳量・乳成分の低下等が報告されています。

(将来予測される影響)

- ・温暖化とともに、牛、豚、鶏の成育への影響が大きくなることが予測されており、成育の低下する地域が拡大し、低下の程度も大きくなると予測されています。
- ・乳用牛では、高温だけでなく高湿度になると生産性への負の影響がさらに大きくなることが示唆されています。

・木材生産(人工林等)

(現在の状況)

- ・一部の地域で、気温上昇と降水の時空間分布の変化による水ストレスの増大により、スギ林が衰退しているという報告があります。

(将来予測される影響)

- ・現在より3℃気温が上昇すると、年間の蒸散量が増加し、特に年降水量が少ない地域で、スギ人工林の脆弱性が増加することが予測されていますが、生育が不適となる面積の割合は小さくなっています。

・回遊性魚介類(魚類等の生態)

(現在の状況)

- ・気候変動によるマアジ等の回遊性の浮魚類への影響として、分布や漁獲量の変化が報告されています。

(将来予測される影響)

- ・マアジは浮魚類であるため、漁獲時期、操業期間などに若干の変化が起こると予測されています。

(2) 水環境・水資源

(現在の状況)

- ・全国的に湖沼・ダム湖、河川、沿岸域及び閉鎖性海域において、水温の上昇傾向が確認されています。
- ・降水の時空間分布が変化しており、無降雨・少雨が続くこと等により渇水が発生しています。
- ・一方で短期間にまとめて強く降る傾向が増加しており、多雨年と渇水年が頻繁にかつ大きな強度で起こる傾向にあります。

(将来予測される影響)

- ・近未来(2015~2039年)から渇水の深刻化が予測されています。河川流量の減少による渇水の増加や水の需要期と供給可能な時期とのミスマッチなどは、水道水、農業用水、工業用水等の多くの分野に影響を与える可能性があり、社会経済的影響が大きくなります。
- ・また、異常洪水の発生や大規模な洪水の発生頻度の増加により、土砂等の流出量が増加し、水質(濁度)や河床の環境に影響を及ぼすとともに、ダムに土砂が堆積することで、利水容量へ影響を及ぼすことが想定されます。

(3) 自然生態系

・野生鳥獣による影響

(現在の状況)

- ・日本全国でニホンジカやイノシシの分布を経年比較した調査において、分布が拡大していることが確認されています。

(将来予測される影響)

- ・ニホンジカについては、気候変動による積雪量の減少と耕作放棄地の増加により、2103年におけるニホンジカの生息適地は、国土の9割以上に増加するとの予測があります。

・温帯・亜寒帯

(現在の状況)

- ・日本沿岸の各所において、海水温の上昇に伴い、低温性の種から高温性の種への遷移が進行していることが確認されています。

(将来予測される影響)

- ・水温の上昇や植食性魚類の分布北上に伴う藻場生態系の劣化や、熱帯性サンゴ礁生態系への移行が予測されています。

・生物季節

(現在の状況)

- ・九州・山口県では、春を中心とした現象である植物の開花日は時期が早まり、秋の現象である紅(黄)葉日・落葉日は遅くなる傾向にあります。

(将来予測される影響)

- ・生物季節の変動について、ソメイヨシノの開花日の早期化、落葉広葉樹の着葉期の長

期化、紅葉開始日の変化や色づきの悪化など、様々な種への影響が予測されています。

(4) 自然災害

・洪水

(現在の状況)

- ・平成30年7月豪雨においては、地球温暖化に伴う水蒸気量の増加の影響もあったとされており、記録的な長時間の降雨に加え、短時間高強度の降雨も広範囲に発生したことにより、各地で洪水氾濫と内水氾濫が同時に発生するなどしました。また、平成16年～平成30年の主要異常気象による市町村別水害発生件数をみると、一部の市町を除いて1～18回の水害が発生しています。

(将来予測される影響)

- ・RCP2.6、RCP8.5シナリオなどの将来予測によれば、洪水を起こしうる大雨事象が日本の代表的な河川流域において今世紀末には現在に比べ有意に増加することが予測されています。
- ・世界や日本において、気温上昇に伴う洪水による被害の増大が予測されています。
- ・RCP8.5シナリオによる予測の結果、将来気候では、河川流量が増加することが予測されています。短時間強雨の頻発化などに伴い、豪雨災害の発生リスクは高まっていくことが想定されます。

・海面水位の上昇

(現在の状況)

- ・日本周辺の海面水位は上昇傾向にあったことが、潮位観測記録の解析結果より報告されています。

(将来予測される影響)

- ・1986～2005年を基準とした、2081～2100年の世界平均海面水位の上昇は、RCP2.6シナリオの場合0.26～0.53m、RCP8.5シナリオの場合0.51～0.92mの範囲となる可能性が高いとされており、温室効果ガスの排出を抑えた場合でも一定の海面水位の上昇は免れません。
- ・海面水位の上昇が生じると、台風、低気圧の影響が無い場合にも、現在と比較して高潮、高波による被災リスクが高まります。また、河川の取水施設、沿岸の防災施設、港湾・漁港施設等の機能の低下や損傷が生じ、沿岸部の水没・浸水、海岸侵食の加速港湾及び漁港運用への支障、干潟や河川の感潮区間の生態系への影響が想定されます。

・高潮・高波

(現在の状況)

- ・高潮については、極端な高潮位の発生が、1970年以降全世界的に増加している可能性が高いことが指摘されています。

(将来予測される影響)

- ・気候変動により海面水位が上昇する可能性が非常に高く、高潮による浸水リスクは高

まります。

- ・高波をもたらす主要因は台風と冬季の発達した低気圧であり、台風の強度や経路の変化等による高波のリスク増大の可能性が予測されています。
- ・河川の取水施設や沿岸の防災施設、港湾・漁港施設等の構造物などでは、海面水位の上昇や台風、冬季の発達した低気圧の強度が増加して高潮偏差や波高が増大すると、安全性が十分確保できなくなる箇所が多くなると予測されています。

・海岸侵食

(現在の状況)

- ・現時点では、気候変動による海面水位の上昇等が、既に海岸侵食に影響を及ぼしているかについては、具体的な事象や研究は確認できていません。

(将来予測される影響)

- ・気候変動による海面水位の上昇によって、海岸が侵食される可能性が高いと予測されています。福岡県の場合、30cm、65cm、100cmの海面上昇で砂浜面積(271ha)の79.6%(216ha)、95.2%(258ha)、97.9%(266ha)の侵食が生じるとする文献がみられます。
- ・気候変動による極端な降水の頻度及び強度の増大に伴い河川からの土砂供給量が増大すると、河口周辺の海岸を中心に、侵食が緩和されたり、土砂堆積が生じたりする可能性があります。

・土石流・地すべり等

(現在の状況)

- ・大規模土砂災害をもたらした特徴のある降雨が気候変動によるものであれば、今後、より激甚化することが予想されます。

(将来予測される影響)

- ・RCP8.5シナリオによる予測の結果、将来気候では、斜面崩壊発生確率が増加することが予測されています。大雨・短期間強雨の頻度の増加などに伴い、豪雨災害の発生リスクは高まっていくことが想定されます。

(5)健康

・死亡リスク

(現在の状況)

- ・日本全国で気温上昇による超過死亡(直接・間接を問わずある疾患により総死亡がどの程度増加したかを示す指標)の増加傾向が確認されています。

(将来予測される影響)

- ・将来にわたって、気温上昇により心血管疾患による死亡者数が増加すること、2030年・2050年に暑熱による高齢者の死亡者数が増加することが予測されています。
- ・さらに、日本を含む東アジア地域では、今世紀末にかけて暑熱による超過死亡者数が増加することが予測されています。

・熱中症

(現在の状況)

- ・福岡県における熱中症救急搬送者数は、増加傾向にあります。
- ・九州・沖縄各県における年齢層別の熱中症救急搬送者数の推移(平成27年～令和元年の5か年平均)をみると、高齢者の割合が最も高くなっています。

(将来予測される影響)

- ・気温上昇に伴い、日本各地でWBGTが上昇する可能性が高くなっています。
- ・熱中症発生率の増加率は、全国の中で、九州・沖縄は小さいことが予測されています。
- ・年齢別にみると、熱中症発生率の増加率は65歳以上の高齢者で最も大きく、将来の人口高齢化を加味すれば、その影響はより深刻と考えられます。

・水系・食品媒介性感染症

(現在の状況)

- ・1999年から2007年にかけて、福岡県では、平均気温の上昇と相対湿度の低下により、感染性胃腸炎の症例が大幅に増加しました。

(将来予測される影響)

- ・気候変動により、水系感染症の発生数の増加が起これると考えられています。

(6) 産業・経済活動

・製造業

(現在の状況)

- ・製造業は水害により131億円(2017年)の被害が発生しており、大雨発生回数の増加による水害リスクの増加が指摘されています。
- ・海外のサプライチェーンなどが水害等の影響を受けたとき、国内の製造業に影響を与えることがあります。

(将来予測される影響)

- ・平均気温の変化は、企業の生産過程、生産物の販売、生産施設の立地などに直接的、物理的な影響を及ぼすとともに、国内で導入される気候政策を通じて要素価格や生産技術の選択、その他の生産費用と経営環境等にも影響を及ぼします。

・建設業

(現在の状況)

- ・過去5年間(2015年～2019年)の職場における熱中症による死亡者数、死傷者数は、ともに建設業において最大となっています。

(将来予測される影響)

- ・関東地域を対象に研究した事例によれば、夏季において建築物の空調熱負荷が増加すると予測されています。

(7) 住民生活

・水道、交通等

(現在の状況)

- ・近年、各地で、大雨、台風、渇水等による各種インフラ・ライフラインへの影響が確認されています。

(将来予測される影響)

- ・国内では、電力インフラに関して、台風や海面水位の上昇、高潮・高波による発電施設への直接的被害や、冷却水として利用する海水温が上昇することによる発電出力の低下、融雪出水時期の変化等による水力発電への影響が予測されています。
- ・水道インフラに関して、河川の微細浮遊土砂の増加により、水質管理に影響が生じること、交通インフラに関して、国内で道路のメンテナンス、改修、復旧に必要な費用が増加することが予測されています。
- ・この他に、気象災害に伴って廃棄物の適正処理に影響が生じることや、大雨、台風等により災害廃棄物が発生することも予測されています。

・暑熱による生活への影響等

(現在の状況)

- ・大都市においては気候変動による気温上昇にヒートアイランドの進行による気温上昇が重なっていることが確認されています。ヒートアイランド現象により都市部で上昇気流が発生することで短期的な降水量が増加する一方、周辺地域では雲の形成が阻害され、降水量が短期的に減少する可能性があることが報告されています。

(将来予測される影響)

- ・国内大都市のヒートアイランドは、今後は小幅な進行にとどまると考えられますが、既に存在するヒートアイランドに気候変動による気温の上昇が加わり、気温は引き続き上昇を続ける可能性が高くなっています。
- ・熱ストレスの増加に伴い、だるさ・疲労感・熱っぽさ・寝苦しさといった健康影響が現状より悪化し、特に昼間の気温上昇により、だるさ・疲労感がさらに増すことが予測されており、気温上昇後の温熱環境は、都市生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。加えて、熱ストレスが増加することで労働生産性が低下し、労働時間の経済損失が発生することが予測されます。

2 適応に関する基本的な考え方

国は、気候変動が我が国にどのような影響を与えうるのかについて、科学的知見に基づき、全7分野71項目を対象として、影響の程度、可能性等(重大性)、影響の発現時期や適応の着手・重要な意思決定が必要な時期(緊急性)、情報の確からしさ(確信度)の3つの観点から評価を行っています。

広川町では、これらを参考に福岡県が行った気候変動影響の評価を基に、(1)「農業・林業・水産業」分野のうち、「農業」、「林業」を、(2)「水環境・水資源」分野、(4)「自然災害」分野のうち、「洪水」を、(5)「健康」分野のうち、「熱中症」、「水系・食品媒介性感染症」、「その他(脆弱性の高い集団への影響)」を、(7)「住民生活」分野のうち、「水道・交通等(インフラ)」、「暑熱による生活への影響等」を、今後、広川町において各主体(町民、事業者、行政)が優先的に適応策に取り組む項目と整理しています。

表 6-1 国の気候変動影響評価結果

凡例	
重大性	緊急性、確信度
● : 特に重大な影響が認められる	・ : 高い
◆ : 影響が認められる	▲ : 中程度
— : 現状では評価できない	■ : 低い
	— : 現状では評価できない

分野	大項目	小項目	国の評価結果		
			重大性	緊急性	確信度
農業・林業・水産業	農業	水稻	●	●	●
		野菜等	◆	●	▲
		果樹	●	●	●
		麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲
		畜産	●	●	▲
		病虫害・雑草等	●	●	●
		農業生産基盤	●	●	●
		食料需給	◆	▲	●
	林業	木材生産(人工林等)	●	●	▲
		特用林産物(きのこ類等)	●	●	▲
	水産業	回遊性魚介類(魚類等の生態)	●	●	▲
			●	●	▲
		増養殖業	●	●	▲
			●	●	▲
	沿岸域・内水面漁場環境等	●	●	▲	
●		●	▲		

分野	大項目	小項目	国の評価結果		
			重大性	緊急性	確信度
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	◆	▲	▲
			●		
		河川	◆	▲	■
		沿岸域及び閉鎖性海域	◆	▲	▲
	水資源	水供給(地表水)	●	●	●
			●		
		水供給(地下水)	●	▲	▲
水需要		◆	▲	▲	
自然生態系	陸域生態系	高山・亜高山帯	●	●	▲
		自然林・二次林	◆	●	●
			●		
		里地・里山生態系	◆	●	■
		人工林	●	●	▲
		野生鳥獣の影響	●	●	■
		物質収支	●	▲	▲
	淡水生態系	湖沼	●	▲	■
		河川	●	▲	■
		湿原	●	▲	■
	沿岸生態系	亜熱帯	●	●	●
			●		
	温帯・亜寒帯	●	●	▲	
	海洋生態系	海洋生態系	●	▲	■
	その他	生物季節	◆	●	●
		分布・個体群の変動	●	●	●
			●	●	▲
	生態系サービス	—	●	—	—
		流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	●	▲	■
		沿岸域の藻場生態系による水産資源の供給機能等	●	●	▲
サンゴ礁による Eco-DRR 機能等		●	●	●	
自然生態系と関連するレクリエーション機能等		●	▲	■	
自然災害・沿岸域	河川	洪水	●	●	●
			●		
		内水	●	●	●
	沿岸	海面水位の上昇	●	▲	●
		高潮・高波	●	●	●
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●

分野	大項目	小項目	国の評価結果		
			重大性	緊急性	確信度
	その他	強風等	●	●	▲
	複合的な災害影響	—	●	●	●
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◆	▲	▲
	暑熱	死亡リスク等	●	●	●
		熱中症等	●	●	●
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◆	▲	▲
		節足動物媒介感染症	●	●	▲
		その他の感染症	◆	■	■
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◆	▲	▲
		脆弱性が高い集団への影響(高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	●	●	▲
		その他の健康影響	◆	▲	▲
産業・経済活動	製造業	—	◆	■	■
	食品製造業		●	▲	▲
	エネルギー	エネルギー需給	◆	■	▲
	商業	—	◆	■	■
	小売業		◆	▲	▲
	金融・保険	—	●	▲	▲
	観光業	レジャー	◆	▲	●
		自然資源を活用したレジャー業	●	▲	●
	建設業		●	●	■
	医療		◆	▲	■
	その他	海外影響	◆	■	▲
		その他	—	—	—
	国民生活・都市生活(市町村民生活)	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等	●	●
文化・歴史などを感じる暮らし		生物季節・伝統行事 地場産業等	◆	●	●
			—	●	▲
その他	暑熱による生活への影響等	●	●	●	

※重大性の欄が上下に分かれているものは、気候シナリオの違いによる評価結果を示しています。

上段：RCP2.6及び2℃上昇相当 下段：RCP8.5及び4℃上昇相当

【出典：「気候変動影響評価報告書総説」(環境省)を基に福岡県作成】

3 広川町における適応策の取組

(1) 農林水産業に関する対策

- ・ 温暖化に伴う夏季の高温による農作物の品質低下に備え、高温に強い品種の栽培を普及啓発します。
- ・ 施設栽培への再エネの普及促進に取り組めます。

(2) 水環境・水資源に関する対策

- ・ 気候変動に伴う水質等の変化が予測されていることを踏まえ、水質のモニタリングを引き続き推進するとともに、下水道への繋ぎ込みや、合併処理浄化槽への転換・設置を促進するなど水質保全対策を推進します。
- ・ 干ばつ等の発生に備え、水の貴重さや水資源の重要性、節水への意識を高める情報を普及啓発します。

(3) 自然生態系に関する対策

- ・ 生物多様性に関する多様な情報を収集し、ホームページで発信します。

(4) 自然災害に関する対策

- ・ 町民に向け危険な箇所・区域の周知を図るため、ハザードマップの周知や自主防災組織への積極的な防災指導・支援を行います。また、防災メールの配信等、災害発生時における被害軽減を図る仕組みや体制整備を行います。
- ・ 防災訓練や防災出前講座を実施し、町民の防災意識を向上させ、町民自ら防災知識を習得し、非常用品を準備するなどの行動をとるよう啓発します。

(5) 健康に関する対策

- ・ 熱中症について、町のホームページや広報・LINEなどのSNSにより、予防・対処方法の情報提供を推進します。
- ・ 感染症を媒介する蚊の発生が懸念されることから、たまり水をなくすなどの幼虫対策及び肌の露出を控える、虫除け剤の使用など蚊に刺されないような対策の周知を推進します。

(6) 住民生活に関する対策

- ・ 災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理していきます。

(7) 分野を横断した施策

- ・ 出前講座などにより、環境教育の一層の推進を図り、省エネ活動の推進や環境問題に関する意識の向上を図ります。
- ・ 地球温暖化に適応した町民・事業者の行動を促すため、身近にできる適応策に関する情報を発信します。
- ・ 気候変動等環境の変化は、生態系に大きな影響を与えており、調和のとれた自然環境の保全と生物の棲み分けの維持が人と動物の健康に不可欠であることから、ワンヘルス

(※)に関する普及啓発を行います。

※ワンヘルス：人と動物の健康と環境の健全性を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという理念

第7章 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

本計画の着実な推進にあたっては、ゼロカーボンシティひろかわ推進連絡会議を活用しつつ、町民や事業者、国、県、NPO・民間団体等との連携・協働により、各主体が積極的に取り組んでいくことが必要です。

ゼロカーボンシティひろかわ推進連絡会議は、学識経験者や市民団体、事業者団体などから構成されます。

2 計画の進行管理

(1) 計画を踏まえた取組の実施と取組状況等の点検・評価

計画の進行管理にあたっては、温室効果ガス削減に向けた取組の設定(Plan)→実施(Do)→実施状況の把握及び点検・評価(Check)→見直し(Action)を一連の流れとするPDCAサイクルの考え方を取り入れます。

広川町は、毎年度、取組の進捗状況を把握し、町内の温室効果ガス排出量について把握するとともに、削減目標の達成状況を点検・評価します。

(2) 施策への反映と計画の見直し

本計画の進捗状況の評価を踏まえ、必要に応じて施策の進め方を改善していくとともに、計画を推進していく上で新たな施策の検討を行います。

また、社会情勢等の変化に対応するため、概ね5年ごとに本計画の見直しを行うものとします。